

藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則の制定について
藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則を次のように制定する。

2022年（令和4年）12月9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、学齢児童及び学齢生徒が就学する藤沢市立小学校及び中学校の指定並びに変更について、必要な事項を定める必要による。

藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定による就学予定者、学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学すべき藤沢市立小学校（以下「小学校」という。）及び藤沢市立中学校（以下「中学校」という。）の指定並びに同令第8条前段の規定による指定した小学校及び中学校の変更について必要な事項を定めるものとする。

(就学すべき小学校及び中学校の指定)

第2条 藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒等が小学校及び中学校に就学する場合においては、教育長が別に定めるところにより、当該児童生徒等の住民登録地に基づき、就学すべき小学校及び中学校を指定する。

(就学すべき小学校及び中学校の変更)

第3条 前条の規定により教育委員会が指定した小学校及び中学校（以下「就学指定校」という。）について施行令第8条前段の規定による変更を受けようとする保護者は、別に定める申出書に別表に定める書類を添えて、教育委員会に申し出るものとする。

2 前項による就学指定校の変更基準は、別表のとおりとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、変更することにより学級編制その他学校運営に重大な支障があると認めたときは、当該就学指定校の変更をしないことができるものとする。

4 教育委員会は、第1項に規定する申出書等を受理したときは、当該就学指定校

の変更又は不変更を決定し、就学指定校変更承認済証明書により申出者に通知するものとする。

(就学指定校変更承認の取消し等)

第4条 教育委員会は、前条第4項に規定する変更の決定後に、申出の内容が事実と相違していると認めるとき又は申請の理由が変更し、若しくは消滅していると認めるときは、就学指定校の変更を取り消し、第2条の定めるところにより、改めて就学すべき小学校及び中学校を指定することができる。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	申出事由	必要書類	承認期間
1	就学指定校に入学した児童又は生徒が、藤沢市内での転居後、卒業まで引き続き転居前の就学指定校への就学を希望する場合	就学指定校通知書	最長で当該学校を卒業するまで
2	藤沢市内での転居予定地に対応する小学校又は中学校に、転居予定日まであらかじめ就学を希望する場合	建築請負契約書その他転居予定地、転居予定日及び契約当事者が確認できる書類	原則として6月を超えない範囲において転居予定地に居住するまで
3	保護者全員が就労している世帯において、下校時の預かり先の所在地に対応する小学校又は中学校への就学を希望する場合	親類、預かり施設等に児童を預ける場合 保護者全員分の就労証明書及び児童の預かりに係る確約書又は証明書等	最長で当該小学校を卒業するまで
	下校時から帰宅までの間、店舗が生活の本拠地となっている場合	営業許可証の写し等	最長で当該学校を卒業するまで
4	児童又は生徒が在籍している小学校又は中学校に、そのきょうだいが就学を希望する場合	就学指定通知書	最長で当該学校を卒業するまで
5	身体的な理由により就学指定校の変更を希望する場合	医師の診断書等	最長で当該学校を卒業するまで
6	就学予定者が、教育委員会が別に定める範囲において就学指定校から近隣の小学校又は中学校への就学を希望する場合		最長で当該学校を卒業するまで
7	6の項に掲げる申出事由により		最長で当該中学

	就学指定校を変更した児童が、在籍小学校を卒業後に教育委員会が別に定める中学校への就学を希望する場合		校を卒業するまで
8	就学指定校の変更が可能な地域に居住している場合		最長で当該学校を卒業するまで
9	1の項から8の項までに掲げるもののほか、特別な教育的配慮の必要により、就学指定校の変更をする場合	学校長又は教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間